



benibana

【目次】

- 税務調査の基本的な流れと対応
- シリーズ クローズアップ vol.1 ～消費税～
- 政府管掌健康保険は『協会けんぽ』に変わります
- 新公益法人制度FAQ -公益法人特集-

2008.6.20発行

税務調査の基本的な流れと対応

税務調査の種類

大きく分けると、税務調査には、**強制調査(マルサ)**と**任意調査**があります。任意調査は、納税者の申告の内容について確認する意味で調査官が訪れるもので、一般的な調査です。

調査対象となる会社

選定は業種や規模、業績、過去の調査実績などさまざまですが、**一般的に対象になりやすい会社**は以下のとおり挙げられます。

- ・ 売上の著しい増収に対し、利益や利益率は低調
- ・ 多額の設備投資を行った
- ・ 個人借入金が大幅に変動している
- ・ 長期的に調査がない会社
- ・ 過去の調査で修正申告をした又は更正決定を受けた

※ [参考資料] 18.7.1～19.6.30法人税調査データ

- 実地調査件数14万7千件(前年比2.4%増)
否認件数10万8千件(前年比4.1%増)
申告漏れ所得金額1兆7,247億円(前年比3.6%増)
- 調査による追徴課税4,402億円(前年比11.4%増)

不正発見割合の高い10業種(小分類)

順位	業種目(小分類)	不正発見割合	不正申告1件当たりの不正脱漏所得金額
1	バー・クラブ	52.0%	11,670 千円
2	パチンコ	49.1%	34,473 千円
3	廃棄物処理	35.3%	18,862 千円
4	職別土木建築工事	28.8%	7,788 千円
5	自動車、自転車販売	28.5%	6,633 千円
6	再生資源卸売	28.1%	21,546 千円
7	一般土木建築工事	27.9%	11,044 千円
8	土木工事	27.4%	9,142 千円
9	建売、土地売買	26.0%	12,952 千円
9	貨物自動車運送	26.0%	8,360 千円

調査連絡

任意調査の場合、基本的には税務署から電話で事前連絡が入ります。その際、調査日程について連絡がありますが、その場で**即答せずに顧問の税理士や会計事務所と調査立会の有無、日程の調整**を図りましょう。

事前確認事項

調査の準備として下記の確認をしましょう。

- ・ 調査担当官の人数、所属部門、氏名
- ・ 調査対象期間 ～何年分の調査をするのか
- ・ 調査に必要な書類の準備

- 決算書、総勘定元帳
- 伝票、請求書、領収書
- 契約書、議事録、社内規程、賃金台帳
- 会社案内、組織図、役員・株主名簿 など

調査時の心構え

- ・ 調査官に敵意をむき出しにせず、丁寧な対応を
- ・ 質問には**丁寧に答えるが、多くを語りすぎない**
- ・ 自信のないときは**即答を避け**、調べてから回答
- ・ 解釈の違いによる**グレーゾーンな処理については八分に話し合う**

最後に

調査を受けて何も問題がないのが理想ですが、様々な反省点が出てくることもあります。指摘を受けたことで、**会社の方針や社内への指導など改めて見直すチャンス**でもありますので、ぜひ前向きに税務調査と向き合ってみてはいかがでしょうか。

※【平成18年事務年度における法人税の課税実績について】
国税庁(19年10月報道資料)より抜粋

消費税

ガソリン税の暫定税率復活や、道路特定財源の一般財源化など様々な税制議論が行われている中、年金改革とその財源に伴う消費税率引き上げの議論がテレビや新聞紙面をにぎわしています。

その税率に注目が集まる消費税。今回は『基本的な仕組み』と『税率UP影響を受けるのは誰か?』について考えてみましょう。

消費税 引き上げ?!

6月11日、自民党財政改革研究会は、消費税を**社会保障税(仮称)**と改め、2010年代半ばまでに税率を**少なくとも10%程度**に引き上げる必要があると提言しました。それに先立ち、政府が設置した**社会保障国民会議**は、5月19日、年金改革案について、実現に必要な財源額を試算しています。現行の**「社会保険方式(税金+保険料)」を修正した案では約2%強、「全額税方式」を導入した場合では、最大で13%の消費税率の上乗せ**が2050年までに必要とされるようです。

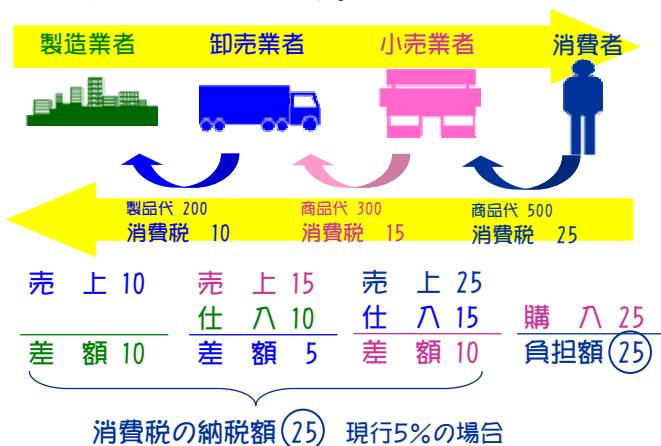
現在5%の消費税率が7%へ引き上げられた場合、どんな影響があるのでしょうか。消費税の仕組みを振り返りながら見てみましょう。

消費税の仕組み(本則計算)

消費税は、**多段階課税**という方法がとられています。**消費者が負担**した税額を**各事業者が預かり、受け取った(売上)分と支払った(仕入)分の消費税の差額**を納税する、又は、還付を受けるという仕組みになっています。

下記は、消費税の流れを表しています。

製造業者、卸売業者、小売業者は売上時に入った消費税と仕入時に支払った消費税の差額を申告時に納めています。



負担が増えるのは誰?

“消費税アップ”というと、一見、すべての者の税負担が大きくなるように感じられますが、図のように、**各事業者は支払った分より多く預かった消費税を納めるだけ**なので、**実質的には消費者の負担のみが大きくなる**こととなります。もしも消費税が7%に引き上げられたとしても、各事業者は預る消費税の額がアップするだけです(左記例の場合: 消費者は $500 \times 7\% = 35$ 円負担)。

ただし、各事業者は受け取った消費税を“**預っている**”ばかりではなく、企業の運転資金として使う場合が多いので、**申告時に負担する税額だけが増えたように感じる**かもしれません。**申告時の納税資金は前もって準備**しておく必要があります。

税込経理企業は要注意

その他に消費税率が引き上げられたことで考えられる影響として、特に**税込経理**を行っている企業では、

- 簡易課税の選択
(基準期間の課税売上高5,000万円以下)
- 中小企業の少額減価償却資産の特例
(1個当たり30万円未満)
- 交際費の損金不算入額(400万円以下)

などについて、**税込金額で判定**することになるので、**限度額を超えやすくなる**ことなどが予想されます。

社会保障制度の財源確保はもちろん大切なことですが、安易な増税を見過ごすことはできません。これからも私たち一人一人が議論の行方に目を光らせていくことが必要ではないでしょうか。

10月より

政府管掌健康保険が「協会けんぽ」に変わります。

みなさんが加入している健康保険（政府管掌健康保険）は、現在、国（社会保険庁）が運営していますが、平成20年10月に**全国健康保険協会**が設立され、協会が運営することになります。

今月は、この「協会けんぽ」について詳しくご説明いたします。

「社会保険庁改革」と聞くと、皆さんは、まず、年金問題を思い出すのではないのでしょうか。しかし、年金部門の組織再編はまだ先のことで、政府管掌健康保険、いわゆる**「政管けんぽ」の組織が先に変わる**ことになりました。

それが**「全国健康保険協会」**で、新たに設立される公益法人となります。

職員は、**公務員ではなく民間職員**です。ただし、職員の多くは社会保険庁からの「横すべり」組となるわけで、今後、能力と実績に基づく人事管理で職員の**意識改革**を徹底して行い、運営の効率化を図っていきます。

また、都道府県ごとに支部を設け、地域の身近な保険者として、その地域の事業主や被保険者の皆様の意見に基づき、実情に応じた事業を展開していきます。

全国健康保険協会が行う業務

健康保険の被保険者証の発行、保険給付、レセプトの点検、健診や保健指導等の保険事業等を実施します。

健康保険の加入や保険料の納付の手続きについては、従来と同様、社会保険事務所で会社を通して、厚生年金保険の加入手続きと合わせて行います。ただし、**退職後に健康保険を任意継続する場合は、協会**で**直接**手続きしなくてはなりません。

被保険者証の差し替え

10月1日以降に、新たに協会けんぽに加入された方等は、協会から保険者証が発行されます。従前から**政府管掌健康保険に加入している会社は、10月以降順次、新しい保険者証に切替え**が行われます。**任意継続被保険者の方には、直接ご自宅に保険者証が郵送**されます。

切替えが済むまでは、現在の保険者証を通常通り使用することができます。

健康保険の給付

医療機関で支払う自己負担割合や高額医療費の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件などの給付内容は、協会設立後も**これまでと変わりません**。

10月以降の健康保険料

協会が設立される10月からの健康保険料率は、現行の8.2%が適用されますが、設立後、1年以内に、**都道府県毎に地域の医療費を反映した保険料率を設定**することになります。

この場合、年齢構成が高い県ほど保険料率が高くなってしまい、そうすると同じ医療費でも所得水準が低い都道府県には不公平感が出てしまうため、**都道府県間で調整**したうえで、設定されます。

また、**保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置**を講ずることになっています。

健康保険被扶養者の認定状況の確認実施！

毎年行うことになっていた、「健康保険被扶養者の認定状況の確認」ですが、昨年は年金問題の影響があったせいか実施されませんでした。例年10月頃に行われていましたが、今年については、「協会けんぽ」の設立にあたり、7月頃に「健康保険被扶養者調書」が届く予定になっています。現在被扶養者となっている方が引き続きその資格があるかを確認するものです。

公益法人 FAQ

先般、内閣府に設置されている公益認定等委員会より、新公益法人制度全般について関係者から募集した質問についての回答(FAQ)が公表されました。今回はその一部を要約して御紹介致します。

その1

特例民法法人や移行後の公益法人や一般社団・財団法人は、本年12月実施の**新会計基準**は必ず適用しなければならないのか？

平成16年度改正の現行会計基準等を適用することも可能ですが、法令に則った書類(貸借対照表・損益計算書・附属明細書・財産目録等)を作成し、提出する必要があります。

本年12月実施の**新会計基準**は、**法令に定めら**

新公益法人
会計基準

一般社団
財団法

公益認定法

れた附属明細書や基金等の表示を含んでいます。従って法令に準拠した決算書類を作成するには**新会計基準を適用する方が便利**です。

その2

公益目的事業比率算出に欠かせない**共通経費の按分(配賦)**は、どの費用をどの**按分基準**であればよいか？

従来、間接事業費として管理費に計上していた費用も、新制度の移行後は**事業との関連性に応じて事業費に按分**できます。以下のような費用は適正な按分基準のもとで事業費に算入することができます。

● 管理部門で発生する人件費・事務所賃借料・光熱水費等

→法人の実態に応じて事業費に算入可能。共通経費を按分するには以下のような基準が考えられます。

按分基準	適用される共通費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費 事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金 退職金、理事報酬等

● 専務理事等の理事報酬・事業部門の管理者の人件費

→公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に按分可能。

上記以外の基準で、過去の実績等から合理的と考える程度の基準や按分割合を法人独自で決めても問題はありません。

その3

公益目的事業に係る**収入は費用を上回ってはならないという基準があるが、厳格に守らなければならないのか？(収支相償について)**

単年度で必ず収支が均衡することまでは求められておりません。

仮に、ある事業で収入が費用を上回った場合には、翌年度の当該事業費に充てたり、将来の当該事業の拡充等に充てたりするための**特定費用準備資金への積立をもって費用とみなす**ことに

よって、中長期で収支が相償することが確認されれば、本基準は満たすものとされます。



編集後記



先日、札幌上空を飛ぶ国際宇宙ステーションを見ることができました。とても感動的な気持ちになったと同時に、何事にも興味を持てるよう新鮮な気持ちを今後も保たなければと強く思いました。皆様はご覧になりましたか？(斉藤)

月刊グローバル 2008年7号

2008年6月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。